

農業委員会の掲示板

総会で審議する申請書等の受付期間と総会審議日程のお知らせ

平成30年3月までの申請受付期間並びに審議（総会開催）の日程は、次のとおりです。
各種申請手続きをされる場合は、受付期間、総会審議日に御留意願います。
なお、総会審議日程は、変更になることがありますので、御了承願います。



総会開催月	申請書の受付期間	総会審議日	証明書・許可書等の交付
平成29年4月	平成29年 2月16日～平成29年 3月15日	平成29年4月11日	農地法第4条、第5条及び第18条の許可申請は、総会審議後に委員会の意見を添えて許可権者（京都府知事、京都市長）に申請書類を送付し、改めて許可権者による審査後、許可書等が交付されます。
平成29年5月	平成29年 3月16日～平成29年 4月17日	平成29年5月10日	
平成29年6月	平成29年 4月18日～平成29年 5月15日	平成29年6月9日	
平成29年7月	平成29年 5月16日～平成29年 6月15日	平成29年7月10日	
平成29年8月	平成29年 6月16日～平成29年 7月18日	平成29年8月10日	
平成29年9月	平成29年 7月19日～平成29年 8月15日	平成29年9月8日	その他の申請については、総会審議後2日から4日程度で交付します。
平成29年10月	平成29年 8月16日～平成29年 9月15日	平成29年10月11日	
平成29年11月	平成29年 9月19日～平成29年 10月16日	平成29年11月8日	
平成29年12月	平成29年 10月17日～平成29年 11月15日	平成29年12月11日	
平成30年1月	平成29年 11月16日～平成29年 12月15日	平成30年1月11日	
平成30年2月	平成29年 12月18日～平成30年 1月15日	平成30年2月8日	
平成30年3月	平成30年 1月16日～平成30年 2月15日	平成30年3月13日	

総会で審議する主な申請

- 農地法第3条（耕作目的の売買・貸借）の許可申請
- 農地法第4条及び第5条（市街化区域以外での農地転用）の許可申請
- 農地法第18条（小作の解約）の許可申請
- 農地法に基づく許可の取消願／競売参加に関する買受適格証明
- 相続税及び贈与税納税猶予に関する適格者証明
- 特定農地貸付承認申請（市民農園の開設） など



市街化区域内の農地転用の届出や、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明、相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明など、原則として総会の審議の対象となっていない案件は、受付期間を設けず、随時受け付けています。

「農業法人」と「農地所有適格法人」って、どんな法人？

農業を営む法人を総称して「農業法人」と呼び、この内、農地法に定める要件を満たし、農業経営を行うために農地を取得する資格を有した法人が「農地所有適格法人」です。

従来、「農業生産法人」と呼んでいましたが、平成28年4月1日の改正農地法施行に伴い、呼称が「農業生産法人」から「農地所有適格法人」に改められ、資格要件も一部が緩和されました。

平成28年4月1日以降の農地所有適格法人の資格要件は、次の表のとおりです。

	農業法人	
	農地所有適格法人	その他の法人
取得可能な農地の権利（注1）	所有権、地上権、使用貸借権、賃貸借権等（制限なし）	使用貸借権、賃借権に限る（解除条件付）
法人形態要件	株式会社（公開会社でないものに限る）（注2） 合名会社、合資会社、合同会社、農事組合法人	制限なし
事業要件	主たる事業が農業（注3）であること ※直近3カ年の農業の売上高が過半であること	制限なし
議決権要件	農業関係者（注4）が総議決権の過半を占めること	制限なし
役員要件	①役員の過半が、農業（注3）に常時従事する構成員であること ②役員又は重要な使用人の1人以上が、農作業（原則60日以上/年間）に従事すること	役員又は重要な使用人の1人以上が、農業（注3）に常時従事すること
利用に関する基本的な要件	①農地の全てを効率的に利用すること ②一定の面積を経営すること（京都市では一部の山間地域を除き原則30a） ③周辺の農地利用に支障がないこと	
その他の要件	※農事組合法人の場合は、別途、農業協同組合法に留意する必要があります。	①農地を適正に使用していない場合には、貸借を解除する旨の条件が、書面で締結されていること ②地域の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること

注1:農地の権利を取得するためには、農地法に基づく申請・許可等が必要です。
注2:株式会社には特例有限会社を含む。
注3:農産物の製造・加工、貯蔵、運搬、販売、農作業の受託など農業に関連する事業を含む。
注4:①農地の権利提供者、②法人の農業の常時従事者（原則150日以上/年間）、③基幹的な農作業を委託した個人、地方公共団体、農協、農地中間管理機構等



農地所有適格法人が倍増！

平成22年以降、法人の農業参入に関する要件緩和等を背景に、全国的に農地所有適格法人の農業参入が加速化しています。

現在、全国で16,207法人が農地所有適格法人として農業に参入しています。

とりわけ、株式会社形態の農地所有適格法人は、約10年間でなんと40倍に増えています。

なお、農地所有適格法人は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に、所有又は借り受けている農地を所管する農業委員会に事業の状況等を報告しなければなりません。

※平成28年3月末現在、京都市内で農業を営んでいる農地所有適格法人は12法人です。

